

広島県環境影響評価技術審査会第2部会 議事録

(1) 開催日時

令和4年4月28日(木) 13:30～15:30

(2) 出席者の氏名

委員：西村委員，小川委員，和崎委員，五味委員，山本委員，今川委員，崎田委員

参考人：廿日市市分権政策部都市活力推進室，西松建設株式会社，中電技術コンサルタント株式会社

(3) 会議に付した議案の件名

平良丘陵開発土地地区画整理事業に係る環境影響評価準備書に係る審査

(4) 議事の概要

- 環境保全課長の挨拶の後，西村部会長の議事進行により議事が開始された。
- 第2部会委員8名中，出席委員7名で，広島県環境影響評価に関する条例施行規則第47条第5項の定足数(半数以上)を満たした。
- 崎田委員を議事録署名委員に指名。
- 参考人から事業概要説明の後，知事意見に盛り込むべき事項案について審査が行われた。

(以下，資料1を用いた事務局の説明は省略し，内容に係る議論のみ記載)

■ 全体的事項について

- (委員) 「住民からの環境の要望があった場合は」の文言について，分かりやすく修正した方が良いのではないか。
- (事務局) 事務局で修正を行うかどうか検討する。
- (委員) 「今後配置計画が変更する場合は」の文言について，分かりやすく修正した方が良いのではないか。
- (事務局) 事務局で修正を行うかどうか検討する。
- (委員) 計画地内でどのような工場が立地するか配置計画は決定しているのか。工場立地に関して何か制約はあるのか。
- (参考人) 立地する工場についてはまだ確定していない。建築物設置に関して，高さ制限が13mとなっている。ただし，13m以上の建設物を設置してはならないわけではなく，超える場合は廿日市市の都市計画審議会の審査が必要となる。

■ 大気質について

- (委員) 意見なし

■ 騒音及び振動について

(委 員) 意見なし

■ 水質及び地下水について

(委 員) 仮設沈砂池は工事が終われば撤去することになるのか。撤去される場合、降雨の影響はどのようになるのか。

(事 務 局) 仮設沈砂池は工事のために設置するものであり、工事が終われば撤去される。事業地における常設の調整池は2カ所設置される。事業敷地内への降雨はすべて調整池を通して排出される。

■ 動物について

(委 員) コオイムシ等事業区域に現存する重要種について、事業による影響はあるため、審査結果に記載する必要があるのではないかと。影響が少ないため知事意見に盛り込んでいないのであれば、その旨審査結果に記載する必要がある。

(事 務 局) 審査票の審査結果にコオイムシ等について、記載する。

(委 員) ツキノワグマやシカによる近隣の農作物に対する被害について意見することはできるのか。

(事 務 局) いわゆる獣害被害については準備書において環境影響評価の調査項目に含まれないため知事意見には記載できない。なお、環境アセスメントにおける獣害被害の取扱いについては、他県事例など情報収集していきたい。

■ 植物及び生態系について

(委 員) 意見なし

■ 景観及び人と自然との触れ合い活動の場について

(委 員) 景観の知事意見に盛り込む事項について、審査結果のとおり2文で記載すべきではないか。1文にまとめることで意味が変わっている。

(事 務 局) 事務局で修正を行うかどうか検討する。

(委 員) 景観の知事意見に盛り込む事項について、照明明度についても言及する必要があるのではないかと。

(事 務 局) 事務局で記載を行うかどうか検討する。

(委 員) 人と自然とのふれあい活動の場の中国自然歩道について、人工的な代替ルートではなく現状に合わせた自然歩道にする予定なのか。

(参 考 人) すべてではないが自然に配慮した遊歩道を建設し代替ルートとする予定である。

■ 廃棄物等について

(委 員) 審査結果について、未利用資源の有効活用について言及すべきではないかと。

(事 務 局) 審査票の審査結果について修正を行うかどうか検討する。

■ 全体審議について

(委 員) 意見なし

■ 答申の作成について

(部 会 長) 出された意見を踏まえ、内容の修正を行うが、修正については、部会長にご一任
いただきたいがよろしいか。

(委 員) (異議なし)